

第 3 回

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会

日時 令和 8 年 1 月 30 日（金） 13 時 30 分～

場所 丸亀市消防本部 5 階大会議室

第3回丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 次第

日 時：令和 8年 1月 30日(金)13時 30分から

場 所：丸亀市消防本部 5階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(報告)

① 報告第4号 広域化スケジュールについて

(協議)

① 協議第14号 任用・人事等

② 協議第15号 職員定数

③ 協議第16号 採用計画

④ 協議第17号 職員配置

⑤ 協議第18号 貸与物品等

⑥ 協議第19号 消防協力団体との連携

⑦ 協議第20号 消防同意

⑧ 協議第21号 立入検査

⑨ 協議第22号 査察違反処理

⑩ 協議第23号 危険物規制等

⑪ 協議第24号 火災原因調査

⑫ 協議第25号 予防啓発事業

4 そ の 他

① 説明 給与WGにおける途中報告

5 閉 会

報告第4号

広域化スケジュールについて

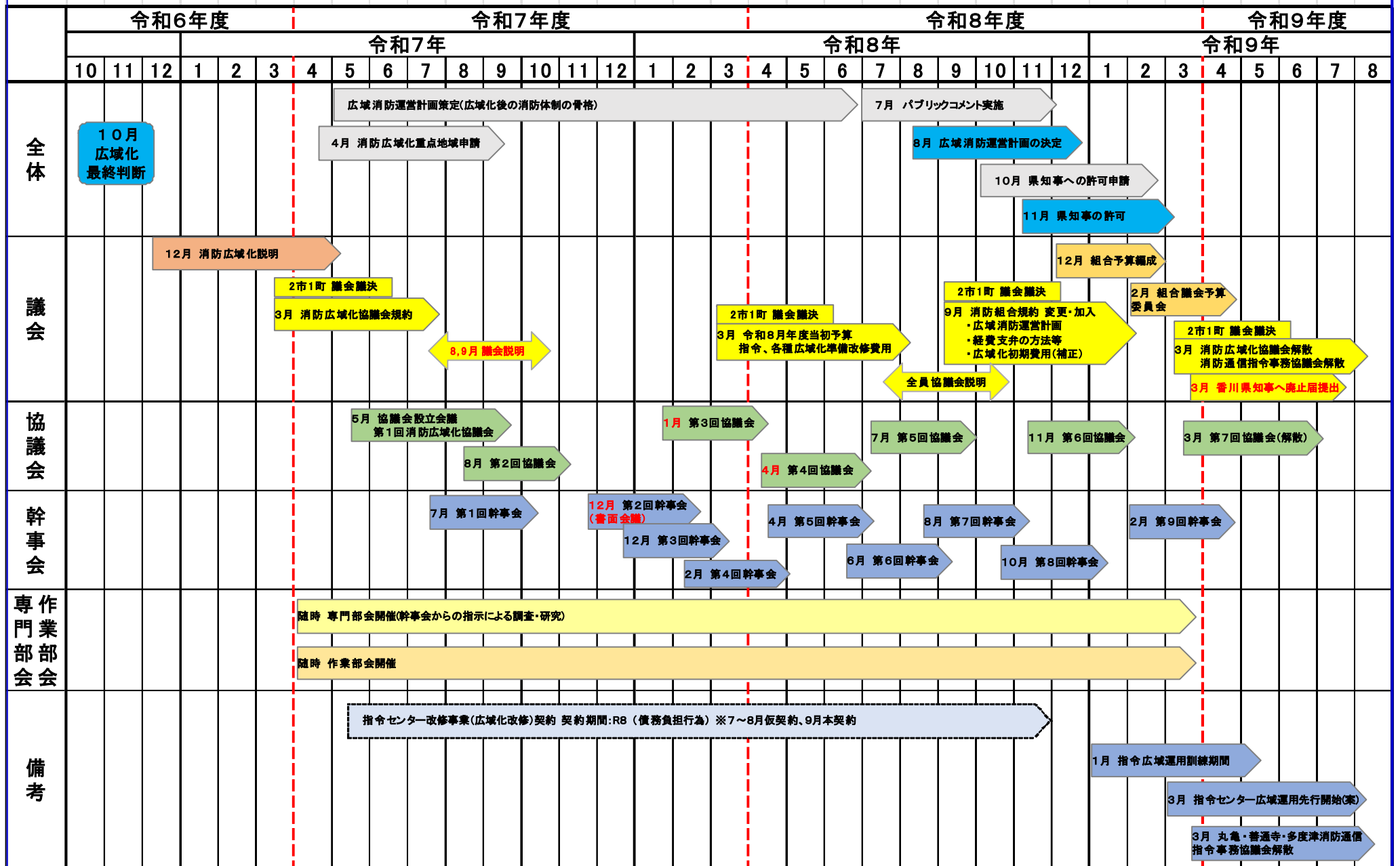
広域化スケジュールについて別紙のとおり変更したので、報告する。

令和8年1月30日提出

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会 会長 松 永 恭 二

◆消防広域化スケジュール(案) ※協議結果等を踏まえ随時更新予定

《資料1》



協議第 14 号

任用・人事等について

2 市 1 町の消防職員は、一旦退職手続きのうえ、広域化後の職員として任用する。身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないように、心情に十分配慮し各職員には、事前に諸条件を明示しておく。

なお、辞令の交付については、退職時には各市町の取扱いによるものとし、採用時には採用辞令を交付する。

○任用・人事等 資料 (協議第 14 号資料)

1. 任用方法

広域化時の任用方法は、以下の 2 つの方法がある。

- ① 地方自治法第 252 条の 17 に基づき、各市町から一部事務組合に消防職員を派遣する方式
- ② 地方公務員法により、各市町を退職し一部事務組合の職員として新たに任用する方式

⇒今回の消防広域化については、各市町の消防事務の全てが新組織に移管されるため、それぞれの市町の職員として恒久的な身分を保有する必要性がなくなることから、新組織の職員として全職員を新たに任用する。

2. 身分の切替の時期

身分の切替の時期については、以下のとおりとする。

身分の切り替えになるので、職員の様々な不安を解消するためにも、諸条件をしっかりと説明し不安解消に努める必要がある。

身分の切り替えの時期については、広域化前日にそれぞれの市町を退職して、広域化当日に新組織の職員として任用する。

- ① 広域化前日にそれぞれの市町を退職
- ② 広域化当日に新組織の職員として任用

(広域消防運営計画 先行事例一覧)

14-01 (任用、人事等)

尾三消防本部	<p>○任用 現在の豊明市及び長久手市の職員は、<u>一旦退職手続のうえ、新組織の職員として任用</u>する。 なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。</p>
埼玉西部消防局	<p>○任用 3市及び事務組合職員の身分を広域消防組織に全て引き継ぐこととし、その際当該職員が属する市及び事務組合において<u>広域消防組織設立の前日付</u>けて退職し、<u>広域消防組織設立日付</u>けて同組織職員採用となる。身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないように、その心情に十分配慮し各職員には、予め諸条件を明示しておく。 なお、<u>辞令の交付については、退職時には各市及び事務組合の取扱いによるものとし、採用時には採用辞令を交付</u>する。</p>
草加八潮消防局	<p>○任用 広域化時の<u>職員の身分の切換えは、広域化前日にそれぞれの市を退職させ、広域化当日に一部事務組合職員として任用</u>するものとする。 なお、広域化前、それぞれの市から消防本部に出向している消防吏員以外の消防職員が広域化後も引き続き消防職員として勤務する場合、広域化前日に市長事務部局に帰任し、広域化当日に新たな一部事務組合職員へ併任するなど適切な対応をとるものとする。 <u>広域化時の任用方法は、地方自治法第252条の17に基づき各市から一部事務組合に消防職員を派遣する方式及び各市を退職し一部事務組合の職員として新たに任用する方式の2つがある。今回の消防広域化に当たっては、各市の消防事務全部が一部事務組合に移管されるため、それぞれの市職員として恒久的な身分を保有する必要性がなくなることから、一部事務組合の職員として新たに任用するものとした。</u></p>
とちぎ広域消防局	<p>○任用 消防職員は、署所の所在地を管轄する市町村（以下「管轄市町村」という。）の消防団事務や防災に関して、円滑な連携を図るため、「<u>広域消防組合消防職員</u>」と「<u>構成市町村職員</u>」の身分を併任します。 <u>広域化時点ですでに消防職員であった者は、現行消防力を維持するため、広域消防組合の職員として継続して任用</u>することを基本とし、消防局勤務となる職員を除き、消防署に勤務する消防職員は、当該消防署に勤務するものとします。 広域化前に帯広市消防職員であった者については、広域消防組合の職員とした場合、北海道市町村職員退職手当組合（以下「退手組合」という。）への加入に伴う財政負担が過重となるため、地方自治法第252条の17に基づく帯広市からの派遣職員とし、広域化後の消防局又は帯広市消防署に勤務することを基本とします。</p>

○職員定数、採用計画、職員配置 資料

1. 広域化時の人員見込み

丸亀市	1 2 2 人
善通寺市	4 8 人
多度津町	4 3 人
計	2 1 3 人

(1) 専門部隊の配置

①特別救助隊（14名）

○特別救助隊は、建物倒壊、交通事故、山岳事故、水難事故、化学災害など高度な救助技術が必要な現場に出場する専門部隊である。

- ・「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」第4条で、広域化で人口10万人以上になれば、原則として特別救助隊を1隊以上置くことになる。

⇒中讃広域消防局（約人口15万人）の場合、2隊置くことが基準となる。

②指揮隊（10名）

○火災や救助、救急など、あらゆる災害現場に出場し、現場の指揮・統制（どの隊が何をするかの判断）を担当する部隊である。

③通信指令センター（14名）

- ・119番を受け、必要な部隊を出動させるセンターの担当者の専従化を行う。

2. 日勤者の適正配置

① 中讃広域消防局等、日勤者モデル

	広域化前	R9.4.1 想定	職員計画
丸亀市消防本部	1 6	1 8	2 3
善通寺市消防本部	9	—	—
多度津町消防本部	5	—	—
計	3 0	1 8	2 3

5名程度の増員が必要

※消防長を含み、派遣職員を除く

②同規模消防本部等との毎日勤者数比較表

消防本部名	実員	消防(局)長	次長級	総務課	警防課	予防課	計	計/実員
岩国地区消防組合	230	1	4	9	6	9	29	13%
北はりま消防本部	224	1	2	11	9	2	25	11%
出雲市消防本部	222	1	2	7	11	9	30	14%
置賜広域消防本部	222	1	3	6	7 (救急課含む)	7	24	11%
酒田地区広域消防本部	219	1	2	9	9	10	31	14%
津山圏域消防組合	214	1	4	8	6	9	28	13%
中讃広域消防局(案)	213	1	1	6	5	5	18	8%
周南市消防本部	207	1	1	10	6	6	24	12%
尾道消防消防局	204	1	1	7	11	9	29	14%
甲賀広域消防本部	203	1	2	6	4	6	19	9%
白河広域消防本部	199	1	1	8	5	6	21	11%
野田市消防本部	197	1	0	11	7	12	31	16%
三観広域消防本部	181	1	1	7	7 (救急課含む)	6	22	12%

3. 採用職員の平準化

- ・退職者数は、年度により違うが、令和17年度の11人がピークとなる。
- ・11人など多くの人数を採用することは、採用者の確保や消防力の低下のおそれがあるため、調整を行う。
- ・職員定数としては、ピーク時に対応するため、7人のゆとりが必要である。

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
61～65歳	8	10	14	15	23	28	31	33	39	32
退職者	2	0	1	3	2	4	4	2	11	7
a 採用者前倒し	0	1	3	2	4	4	2	11	7	7
b 調整	2	1	0	1	-1	1	3	-6	0	0
c=a+b 採用	2	2	3	3	3	5	5	5	7	7

4. 消防力の整備指針（消防組織法第 11 条に基づく）

「消防力の整備指針」とは、市町村が、消防活動を確実に遂行するために必要な「人員」と「施設等（消防車・消防隊員・ポンプ・水槽・署所等）」の整備水準を示した国のガイドラインである。

この整備指針により 2 市 1 町を算定した場合、令和 4 年度の調査結果となりますが、人員の平均充足率は、60.8%であり、全国平均の 79.5%に比べて低くなっている。

今後、広域化で本部機能の統合により再編成された人員を現場職員にまわすことで、充足率は 70.8%まで上がってまいります。100%や全国平均まで充足率をあげるためにはそれぞれ、301 名、239 名の職員が必要になる。

しかしながら、本整備指針は、あくまで災害に対応するための望ましい水準（理想・上限目標）を示したもので、定数化の前提とした人員や法的拘束力のある定数ではありません。

また、広域化後の体制づくりは理想値ではなく、持続可能で実働できる定数にすべきであり、理想値をそのまま定数にすると、過大になるおそれがあるため、財政的にも人材的にも維持できず、逆に消防力を弱めてしまう可能性がある。



<消防職員>

	充足率 (%)	現員数 (人)
2 市 1 町の平均 (丸亀市・善通寺市・多度津町)	60.8	122
		42
		35
全国平均	79.5	239
中讃広域消防局 (推定)	70.8	213

※令和 4 年度消防施設整備計画実態調査（3 年毎）

⇒ 301 人（中讃広域消防局の総算定数）× 全国平均 79.5% = 239 人

5. 中讃広域消防局 職員定数算定資料 (案)

	ア 広域化前	イR9.4.1 広域化 時	ウ 計画 職員数 <u>②</u> 5	内訳	増減 ウ-ア	採用者 の平準 化	定数 ②+ ③
丸亀市消防本部 (日勤, 消防長含む)	16	18	 23	消防長 1、総務 7、防災 6、予防 8 情報 1	7	 ③ 7	225
派遣職員	1	<u>3</u>	3		2		
情報・指揮 (隔日勤務)	—	<u>24</u>	24	情報 14、指揮 10	24		
特別救助隊 (隔日勤務)	—	<u>14</u>	14		14		
北消防署 (隔日勤務)	53	42	42	日勤 4、隔勤 38	△ 11		
郡家分署 (隔日勤務)	19	17	17	日勤 1、隔勤 16	△ 2		
南消防署 (隔日勤務)	33	31	31	日勤 3、隔勤 28	△ 2		
小計	122	149	154		32		
善通寺市消防本部 (日勤)	9	—	—		△ 9		
善通寺市消防署 (隔日勤務)	39	33	33	日勤 3、隔勤 30	△ 6		
小計	48	33	33		△ 15		
多度津町消防本部 (日勤)	5	—	—		△ 5		
多度津町消防署 (隔日勤務)	38	31	31	日勤 3、隔勤 28	△ 7		
小計	43	31	31		△ 12		
合計	① 213	213	② 218		5		

<増減内訳（案）>

（増員）

A 日勤者の集約配置 2 + 日勤者の適正配置 5 + 派遣職員 2 = 9

B 指揮隊の新設 10 + 情報指令専従化 14 = 24

C 特別救助隊の新設 14

計：47名

（減員）

D 3部制から2部制への移行及び職員配置人員の調整（丸亀市）：

= -11（北署） - 2（郡家分署） - 2（南署） = -15

E 消防本部機能の統一（善通寺・多度津町日勤者の減）：

= -9（善通寺市） - 5（多度津町） = -14

F 部隊編成の調整： -6（善通寺市） - 7（多度津町） = -13

計：-42名

※広域計画－広域前 = 47 - 42 = 5名

協議第 15 号

職員定数について

2市1町消防本部管轄区域の人口、消防署所数、保有車両数等を基礎とし、国が示す「消防力の整備指針」に基づき必要職員数を算定した結果、広域再編後における必要職員数は301名となる。

一方、現行の2市1町消防本部の実員数は213名であり、国の基準を大きく下回っている状況にある。

広域再編により、災害発生時の初動体制は強化されることが見込まれるが、近年、激甚化する自然災害や、複雑・多様化する救急・救助事案等に対応するためには、指揮隊や特別救助隊等、高度な専門性を備えた部隊の創設が必要とされている。

また、職員の専門性を強化するための教育入校や他機関への派遣、育児休暇の取得によるワークライフバランスの確保、役職定年者の増加による職員の高齢化と現場活動への不安など、実働人員の低下を招く課題も多い。

これらの状況を踏まえ、広域化後の職員定数については225名を確保することとし、消防力の一層の強化を図るものである。

なお、今後の消防を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、必要に応じて定数の見直しを実施する。

協議第 16 号

採用計画について

今後の定年延長及び大量退職によって災害対応力（消防力）に支障をきたさぬよう職員採用計画を策定する。採用計画は、消防局・消防署所の組織、職員定数を勘案し適宜見直すものとする。

職員採用計画案																	資料 2			
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	
18																				
19	2																			
20	0	2																		
21	2	0	2																	
22	5	2	0	2																
23	7	5	2	0	2															
24	1	7	5	2	0	2														
25	4	1	7	5	2	0	2													
26	4	4	1	7	5	2	0	2												
27	11	4	4	1	7	5	2	0	2											
28	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2										
29	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2									
30	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2								
31	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2							
32	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2						
33	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2					
34	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2				
35	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2			
36	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2		
37	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	2	
38	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	0	
39	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	2	
40	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	5	
41	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	7	
42	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	1	
43	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	4	
44	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	4	
45	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	11	
46	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	5	
47	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	6	
48	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	4	
49	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	5	
50	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	5	
51	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	6	
52	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	7	
53	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	10	
54	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	3	
55	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	6	
56	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	7	
57	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	3	
58	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	5	
59	2	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	1	
60	3	2	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	6	
61	1	3	2	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	7	
62	0	1	3	2	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	2	
63	2	0	1	3	2	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	3	
64		2	0	1	3	2	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	
65			2	0	1	3	2	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	
年度末に退職する職員数	-2	0	-2	0	-1	-3	-2	-4	-4	-2	-11	-7	-7	-6	-8	-4	-4	-2	-6	
前倒し採用者	10	2	0	1	3	2	4	4	2	11	7	7	6	8	4	4	2	6	5	
調整	0	0	2	1	0	1	-1	1	3	-6	0	0	1	-2	3	1	2	-4	1	
次年度採用者	10	2	2	2	3	3	3	5	5	7	7	7	6	7	5	4	2	6	6	
年度始めの職員数	205	213	215	215	217	219	219	220	221	222	225	221	221	221	221	220	221	221	221	
年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	

中讃広域消防局の職員定数は**225**名とする。

令和8年4月1日 実員数の和 **213**名(予定) ※丸亀市122名 善通寺市48名 多度津町43名

採用についての考え方

→次年度末に退職する職員数を前年度の採用試験にて採用することを基本とする。

※令和9年度末に2名の退職者がいることから、令和8年度に前倒し採用が必要となる。

※令和9年4月1日から県に派遣する職員3名は定数内とする。(県消防学校1名、県防災航空隊2名)

※令和17年度末に退職する11名を見据えた調整が必要となる。

・・・定年延長者
 ・・・暫定再任用

協議第 17 号

職員配置について

広域化後は、本部機能の統合により効率化された人員を現場部門へ再配置し、消防力の充実強化、消防活動全般の機動力向上及び各部隊の専任体制など消防業務の効率化を図る。

協議第 18 号

貸与物品等について

貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。

5年更新

■令和8年度のみ新規採用職員数（予定）を加算。

■令和8年度における職員数を振り分けているため、それ以降の退職・再任用・役職定年については数に入れていない。

防火衣

善通寺		令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			合計		
		更新完了																	
品目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計
■防火衣	220,000	1	12	2,640,000	1	9	1,980,000	1	9	1,980,000	1	9	1,980,000	1	9	1,980,000	1	48	10,560,000
※背中ネーム変更(防火衣)	24,200			0			0			0			0			0			0
※裾ネーム変更(防火衣)	28,600			0			0			0			0			0			0
※高度クリーニング(防火衣)	11,000			0			0			0			0			0			0
合計				2,640,000			1,980,000			1,980,000			1,980,000			1,980,000			10,560,000
特別交付税措置率 0.5				1,320,000			990,000			990,000			990,000			990,000			5,280,000

丸亀		令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			合計		
		更新完了																	
品目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計
■防火衣	220,000	1	21	4,620,000	1	25	5,500,000	1	29	6,380,000	1	26	5,720,000	1	21	4,620,000	1	122	26,840,000
※背中ネーム変更(防火衣)	24,200			0			0			0			0			0			0
※裾ネーム変更(防火衣)	28,600			0			0			0			0			0			0
※高度クリーニング(防火衣)	11,000			0			0			0			0			0			0
合計				4,620,000			5,500,000			6,380,000			5,720,000			4,620,000			26,840,000

多度津		令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			令和12年度			合計		
		更新完了																	
品目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計
■防火衣	220,000	1	12	2,640,000	1	8	1,760,000	1	8	1,760,000	1	7	1,540,000	1	7	1,540,000	1	42	9,240,000
※背中ネーム変更(防火衣)	24,200			0			0			0			0			0			0
※裾ネーム変更(防火衣)	28,600			0			0			0			0			0			0
※高度クリーニング(防火衣)	11,000			0			0			0			0			0			0
合計				2,640,000			1,760,000			1,760,000			1,540,000			1,540,000			9,240,000
特別交付税措置率 0.5				1,320,000			880,000			880,000			770,000			770,000			4,620,000

防火衣 (テイセン ニューインスパイヤー 丸亀使用品)



保安帽・防火帽

【 全更新 】

善 通 寺		令和8年度		
		更新完了		
品 目	単価	内訳	人数	合計
■保安帽	10,450	1	48	501,600
■防火帽	60,500	1	48	2,904,000
合 計		3,405,600		
特別交付税措置率 0.5		1,702,800		

【 一部更新 + シール貼り付け 】

善 通 寺		令和8年度		
		更新完了		
品 目	単価	内訳	人数	合計
■保安帽	10,450	1	48	501,600
■防火帽	60,500	1	47	2,843,500
■防火帽（シール貼り付け）	2,200	1	1	2,200
合 計		3,347,300		
特別交付税措置率 0.5		1,673,650		

丸 亀		令和8年度		
		更新完了		
品 目	単価	内訳	人数	合計
■保安帽	10,450	1	122	1,274,900
■防火帽	60,500	1	122	7,381,000
合 計		8,655,900		

丸 亀		令和8年度		
		更新完了		
品 目	単価	内訳	人数	合計
■保安帽	10,450	1	122	1,274,900
■防火帽（シール貼り付け）	2,200	1	122	268,400
合 計		1,543,300		

多 度 津		令和8年度		
		更新完了		
品 目	単価	内訳	人数	合計
■保安帽	10,450	1	42	438,900
■防火帽	60,500	1	42	2,541,000
合 計		2,979,900		
特別交付税措置率 0.5		1,489,950		

多 度 津		令和8年度		
		更新完了		
品 目	単価	内訳	人数	合計
■保安帽	10,450	1	42	438,900
■防火帽	60,500	1	9	544,500
■防火帽（シール貼り付け）	2,200	1	33	72,600
合 計		1,056,000		
特別交付税措置率 0.5		528,000		

保安帽（テイセン 丸亀使用品）



保安帽 救助用ヘルメット (丸亀使用品)



その他

善通寺		令和8年度		
		更新完了		
品目	単価	内訳	人数	合計
ネクタイ	3,300	0	0	0
消防章	1,000	1	48	48,000
※ワッペン台座変更(冬制服)	1,210	1	48	58,080
夏制服(長袖)	9,460	0	0	0
夏制服(半袖)	8,800	0	0	0
※ワッペン台座変更(夏制服)長袖	1,210	1	48	58,080
※ワッペン台座変更(夏制服)半袖	1,210	1	48	58,080
夏制服(下衣)	9,680	0	0	0
アポロキャップ	3,300	1	48	158,400
ポロシャツ	3,960	2	48	380,160
雨衣・防寒衣	44,000	1	48	2,112,000
肩ワッペン	1,705	2	48	163,680
胸ワッペン (活動服)	1,430	1	48	68,640
胸ワッペン (救命士/指導救命士)	1,430	1		0
胸ワッペン (特別救助隊)	1,430	1		0
消防手帳	2,596	1	48	124,608
防塵マスク	4,800	1	36	172,800
無線ベスト(指揮・隊長)				0
無線ベスト(隊員)				0
感染防止衣(リユース型)	42,900	0	0	0
合計		3,402,528		
特別交付税措置率 0.5		1,701,264		

丸亀		令和8年度		
		更新完了		
品目	単価	内訳	人数	合計
ネクタイ	3,300	0	0	0
消防章	1,000	1	122	122,000
※ワッペン台座変更(冬制服)	1,210	1	122	147,620
夏制服(長袖)	9,460	0	0	0
夏制服(半袖)	8,800	0	0	0
※ワッペン台座変更(夏制服)長袖	1,210	1	122	147,620
※ワッペン台座変更(夏制服)半袖	1,210	1	122	147,620
夏制服(下衣)	9,680	0	0	0
アポロキャップ	3,300	1	122	402,600
ポロシャツ	3,960	2	122	966,240
雨衣・防寒衣	44,000	1	122	5,368,000
肩ワッペン	1,705	2	122	416,020
胸ワッペン (活動服)	1,430	1	122	174,460
胸ワッペン (救命士/指導救命士)	1,430	1		0
胸ワッペン (特別救助隊)	1,430	1		0
消防手帳	2,596	1	122	316,712
防塵マスク	4,800	0	0	0
無線ベスト(指揮・隊長)				0
無線ベスト(隊員)				0
感染防止衣(リユース型)	42,900	0	0	0
合計		8,208,892		

多度津		令和8年度		
		更新完了		
品目	単価	内訳	人数	合計
ネクタイ	3,300	1	42	138,600
消防章	1,000	1	42	42,000
※ワッペン台座変更(冬制服)	1,210	1	42	50,820
夏制服(長袖)	9,460	0	0	0
夏制服(半袖)	8,800	0	0	0
※ワッペン台座変更(夏制服)長袖	1,210	1	42	50,820
※ワッペン台座変更(夏制服)半袖	1,210	1	42	50,820
夏制服(下衣)	9,680	0	0	0
アポロキャップ	3,300	1	42	138,600
ポロシャツ	3,960	2	42	332,640
雨衣・防寒衣	44,000	1	42	1,848,000
肩ワッペン	1,705	2	42	143,220
胸ワッペン (活動服)	1,430	1	42	60,060
胸ワッペン (救命士/指導救命士)	1,430	1		0
胸ワッペン (特別救助隊)	1,430	1		0
消防手帳	2,596	1	42	109,032
防塵マスク	4,800	0	0	0
無線ベスト(指揮・隊長)				0
無線ベスト(隊員)				0
感染防止衣(リユース型)	42,900	0	0	0
合計		2,964,612		
特別交付税措置率 0.5		1,482,306		

活動服・救急服・救助服

2年間で順次更新（ネーム変更無し。令和8年度に活動服1着貸与＋令和9年度に活動服1着／救急・救助服2着貸与）

丸 亀（令和8年度）		総 員															合 計
品 目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	
■活動服	52,250	1	122	6,374,500													
■救急服	48,950																
■救助服	72,380																
ベルト黒(共通)	4,000	2	122	976,000													
合 計		7,350,500			0			0			0			0			7,350,500

丸 亀（令和9年度）		隔勤（本部・署）			救急隊			救助隊			日勤（本部）			日勤（署）			合 計
品 目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	
■活動服	52,250	1	120	6,270,000							1	21	1,097,250	1	8	418,000	
■救急服	48,950				2		0										
■救助服	72,380							2		0							
ベルト黒(共通)	4,000																
合 計		6,270,000			0			0			1,097,250			418,000			7,785,250

保安帽 救助用ヘルメット（丸亀使用品）



活動服・救急服・救助服

2年間で順次更新（ネーム変更無し。令和8年度に活動服1着貸与＋令和9年度に活動服1着／救急・救助服2着貸与）

善通寺（令和8年度）		総員															合計
品目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	
■活動服	52,250	1	48	2,508,000													
■救急服	48,950																
■救助服	72,380																
ベルト黒(共通)	4,000	2	48	384,000													
合計			2,892,000			0			0			0			0		2,892,000
特別交付税措置率 0.5			1,446,000			0			0			0			0		1,446,000

善通寺（令和9年度）		隔動（署）			救急隊			救助隊			日勤（本部）			日勤（署）			合計	
品目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計		
■活動服	52,250	1	30	1,567,500							/			1	3	156,750		
■救急服	48,950				2		0											
■救助服	72,380							2		0								
ベルト黒(共通)	4,000																	
合計			1,567,500			0			0			0			156,750		1,724,250	
特別交付税措置率 0.5			783,750			0			0			0			78,375		862,125	

活動服・救急服・救助服

2年間で順次更新（ネーム変更無し。令和8年度に活動服1着貸与＋令和9年度に活動服1着／救急・救助服2着貸与）

多度津（令和8年度）		総員															合計
品目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	
■活動服	52,250	1	42	2,194,500													
■救急服	48,950																
■救助服	72,380																
ベルト黒(共通)	4,000	2	42	336,000													
合計		2,530,500			0			0			0			0			2,530,500
特別交付税措置率 0.5		1,265,250			0			0			0			0			1,265,250

多度津（令和9年度）		隔動（署）			救急隊			救助隊			日勤（本部）			日勤（署）			合計			
品目	単価	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計	内訳	人数	合計				
■活動服	52,250	1	28	1,463,000							/			1	3	156,750				
■救急服	48,950				2		0													
■救助服	72,380							2												
ベルト黒(共通)	4,000																			
合計		1,463,000			0			0			0			156,750			1,619,750			
特別交付税措置率 0.5		731,500			0			0			0			78,375			809,875			

年度別 購入計画（案）

善通寺 品 目	令和8年度				令和9年度				
	消防隊	救急隊	救助隊	日 勤	消防隊	救急隊	救助隊	日 勤 (本部)	日 勤 (署)
ネクタイ									
名札/組合章/消防章	1	1	1	1					
ワッペン台座変更（冬制服）					1	1	1	1	1
夏制服(長袖/半袖)									
ワッペン台座変更（夏制服）					1	1	1	1	1
夏制服(下衣)									
短靴/先芯入り短靴									
活動服	1	1	1	1	1			1	1
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
救急服						2			
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
救助服							2		
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
ベルト（黒：50mm幅）	2	2	2	2					
保安帽	1	1	1	1					
防火衣	()	()	()	()	()	()	()	()	()
防火帽	()	()	()	()					
アポロキャップ	1	1	1	1					
ポロシャツ	2	2	2	2					
雨衣・防寒着	1	1	1	1					
肩ワッペン（通常）	2	2	2	2					
肩ワッペン（特別救助隊）			2						
胸ワッペン（通常）	1	1	1	1					
胸ワッペン（救命士）		1							
胸ワッペン（指導救命士）		1							
胸ワッペン（特別救助隊）			1						
消防手帳	1	1	1	1					
防塵マスク	1	1	1	1					
手袋(作業)									
手袋(消防)									
手袋(救助)									
ヘッドライト									
ゴーグル(救急)									
ゴーグル(救助)									
無線ベスト	()	()	()	()					

年度別 購入計画（案）

丸 亀	令和8年度				令和9年度				
	消防隊	救急隊	救助隊	日 勤	消防隊	救急隊	救助隊	日 勤 (本部)	日 勤 (署)
ネクタイ									
名札/組合章/消防章	1	1	1	1					
ワッペン台座変更（冬制服）					1	1	1	1	1
夏制服(長袖/半袖)									
ワッペン台座変更（夏制服）					1	1	1	1	1
夏制服(下衣)									
短靴/先芯入り短靴									
活動服	1	1	1	1	1			1	1
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
救急服						2			
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
救助服							2		
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
ベルト（黒：50mm幅）	2	2	2	2					
保安帽	1	1	1	1					
防火衣	()	()	()	()	()	()	()	()	()
防火帽	()	()	()	()					
アポロキャップ	1	1	1	1					
ポロシャツ	2	2	2	2					
雨衣・防寒着	1	1	1	1					
肩ワッペン（通常）	2	2	2	2					
肩ワッペン（特別救助隊）			2						
胸ワッペン（通常）	1	1	1	1					
胸ワッペン（救命士）		1							
胸ワッペン（指導救命士）		1							
胸ワッペン（特別救助隊）			1						
消防手帳	1	1	1	1					
防塵マスク									
手袋(作業)									
手袋(消防)									
手袋(救助)									
ヘッドライト									
ゴーグル(救急)									
ゴーグル(救助)									
無線ベスト	()	()	()	()					

年度別 購入計画（案）

多度津 品 目	令和 8 年度				令和 9 年度				
	消防隊	救急隊	救助隊	日 勤	消防隊	救急隊	救助隊	日 勤 (本部)	日 勤 (署)
ネクタイ	1	1	1	1					
名札/組合章/消防章	1	1	1	1					
ワッペン台座変更（冬制服）					1	1	1	1	1
夏制服(長袖/半袖)									
ワッペン台座変更（夏制服）					1	1	1	1	1
夏制服(下衣)									
短靴/先芯入り短靴									
活動服	1	1	1	1	1			1	1
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
救急服						2			
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
救助服							2		
（胸ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
（肩ワッペン台座変更）					—	—	—	—	—
ベルト（黒：50mm幅）	2	2	2	2					
保安帽	1	1	1	1					
防火衣	()	()	()	()	()	()	()	()	()
防火帽	()	()	()	()					
アポロキャップ	1	1	1	1					
ポロシャツ	2	2	2	2					
雨衣・防寒着	1	1	1	1					
肩ワッペン（通常）	2	2	2	2					
肩ワッペン（特別救助隊）			2						
胸ワッペン（通常）	1	1	1	1					
胸ワッペン（救命士）		1							
胸ワッペン（指導救命士）		1							
胸ワッペン（特別救助隊）			1						
消防手帳	1	1	1	1					
防塵マスク									
手袋(作業)									
手袋(消防)									
手袋(救助)									
ヘッドライト									
ゴーグル(救急)									
ゴーグル(救助)									
無線ベスト	()	()	()	()					

更新計画(案) ※10/8 修正版

品目	検討内容	詳細	継続使用	
冬制服一式		上衣	肩ワッペンの台座を付け替える。	○
		ネクタイ	多度津消防がデザイン違いのため購入する。	○
	デザイン	名札・消防章	消防章(新規デザインにて作成)・名札(首掛け式の簡易的なものにて作成)	×
夏制服一式		長袖	使用頻度が少ないため、継続して着用する。ワッペン台座は付け替える。	○
		半袖	使用頻度が少ないため、継続して着用する。ワッペン台座は付け替える。	○
		下衣	多度津が事前に購入しておく。	○
短靴		短靴	先芯入りについては選択制とする。(現場に出場しない職員もいるため)	○
防火衣	仕様	上衣・下衣	・背中本部名の変更は変更せずそのまま使用する。 ・R8年度新規採用職員は4月に購入せず各本部の予備品にて代用する。 ・その他の職員も令和8年度の更新は保留しておく。	○
		安全帯		○
	仕様	防火帽	・階級で色分けを実施する。 ・現在の色が使用できる職員は「ネームシール」にて対応。 ・その他の職員は「新規貸与」という形を取る。	○
		防火長靴	令和8年度貸与分から、ミドリ安全RTU990(丸亀消防が採用)へ変更。	○
活動服	仕様	活動服	・ワッペン台座の変更は実施しない。 ・背中本部名の変更は実施しない。	○
		ベルト	新規購入(黒50mm幅で統一の予定)	×
救急服	仕様	救急服	・ワッペン台座の変更は実施しない。 ・背中本部名の変更は実施しない。	○
		ベルト	新規購入(黒50mm幅で統一の予定)	×
救助服	仕様	救助服	・ワッペン台座の変更は実施しない。 ・背中本部名の変更は実施しない。	○
		ベルト	新規購入(黒50mm幅で統一の予定)	×
	デザイン	保安帽	全職員を一斉更新する予定。	×
アポロキャップ	デザイン	アポロキャップ	新規購入	×
ポロシャツ	デザイン	ポロシャツ	新規購入(現在多度津が着用している同品を採用予定)	×
防寒衣・雨衣	デザイン	防寒衣・雨衣	雨衣のネーム変更は不可。 雨衣の使用頻度及び耐用年数(3~5年)を考慮し、兼用できかつ耐用年数の長い商品(約10年)を新規購入。	×
ワッペン	デザイン	肩ワッペン	新規購入(通常版+特別救助隊)	×
	デザイン	活動服・救命士・指導救命士・特別救助隊	新規購入	×
消防手帳	デザイン	消防手帳	新規購入	×
手袋		消防用手袋		○
		救助用手袋		○
		作業用手袋	現状では、各本部で貸与品目・方法に違いがある。 事前に3本部の全職員に対して未貸与分を貸与しておく事は難しい。	○
ゴーグル		救急用ゴーグル	現状のまま広域化を開始し、個人購入品で破損等が発生した場合は「新規貸与」という形で対応する予定。	○
		救助用保護メガネ		○
ヘッドライト		ヘッドライト(消防/救助兼用)		○
安全靴		救急用安全靴	RT119 ※選択制とする。(現場出場がある職員)	○
		救助用安全靴	RT838F	○
防火頭巾		防火頭巾		○
防塵マスク		防塵マスク	3M(6500QL) ※普通寺が未貸与のため購入する。	○
呼吸器面体		呼吸器面体(個人管理)	丸亀消防のみ、個人貸与している。 広域化後の、普通寺/多度津への貸与はなし。	○
救急感染防止衣		救急感染防止衣(リユース型)	普通寺(ディスボ型のみ)・丸亀(リユース型のみ)・多度津(選択制のため、混在している) ・各本部、現状のまま運用開始する。 ・広域化開始後、改めて検討する。	○
クールベスト		クールベスト	各本部、現状のままで運用する。	○
無線ベスト	品名	・指揮隊/隊長(ベスト型) ・隊員用(簡易型)	防火衣のネーム貼り替えが高額なため、ベスト着用での対応とする予定。 また、隊員には簡易型(背部ネーム無し)の無線ホルダーを貸与予定。 各本部の無線ベスト在庫を確認し、不足分は購入が必要。	○

- 防火衣：5年で全更新を実施。各年度の更新数になるべく均等になるよう更新していく。
- 防火帽：「新規貸与+ネームシール」にて対応する。色については、丸亀消防を参考とする。
- 活動服/救急服/救助服：旧型の被服に関して、「肩ワッペン+胸ワッペン」の台座変更は無し。背中ネーム貼り替えも無しでそのまま使用する予定。
- 救急感染防止衣(リユース型)：各本部、現状のままで運用する。
- クールベスト：各本部、現状のままで運用する。

協議第 19 号

消防協力団体との連携について

各市町女性防火クラブの事務局は予防課とし、運営は各署所で行うものとする。

なお善通寺市少年消防クラブ及び善通寺市危険物安全協会の事業は善通寺消防署にて行うものとし、多度津少年消防クラブの事業は多度津消防署で行うものとする。

1. 消防同意

「消防同意」とは、建物を建てる際（建築確認申請時）に、消防機関がその計画が消防法などの火災予防ルールに適合しているかを確認し、「問題ない」と許可（同意）することです。「消防協力団体」とは、地域の防火・防災体制を強化するために消防活動を支援・協力する企業や団体のことです。

○幹事会（書面決議）での承認及び意見

<承認等>

- ①（案）に賛成し、別添調整調書(案)を協議会に報告することを承認（10人）
- ②（案）を基本として一部修正する。（0人）
- ③ その他（0人）

<意見>

Q 「局予防課での受付・協議・同意のため、担当署との協議経緯等の内容情報共有が厳密に行われる必要あり、運用開始後は様々な観点から見直し改善を進める必要を感じる。」

A 「幹事会や協議会で承認をいただいても、広域化までは細部について検討を進めていかなければならないのは、全ての協議事項に共通します。消防同意だけでなく、他の協議事項についても各本部の担当で今後、継続して協議してまいります。」

2. 立入検査

「立入検査」とは、消防署員が建物（飲食店、病院、マンションなど）に立ち入り、消防法に基づいて防火設備や避難経路が基準通りに維持されているかを確認する予防査察です。

○幹事会（書面決議）での承認等及び意見

<承認等>

- ①（案）に賛成し、別添調整調書(案)を協議会に報告することを承認（10人）
- ②（案）を基本として一部修正する。（0人）
- ③ その他（0人）

<意見>

Q 「防火対象物及び危険物許可施設の受付・同意を局予防課で行うため、各事業所（棟別）・許可施設のデータを随時、局と署で確認・共有できる体制・システムについて、検討が必要と感じる。」

A 「局と署で確認・共有できる体制・システムについては、先ほど述べた消防同意と同様に、広域化までは細部について検討を進めていかなければならない。」

3. 査察違反処理

「査察違反処理」とは、消防機関が建物を検査（査察）して見つかった消防法違反に対し、所有者・管理者へ是正を指導・命令し、従わなければ罰則（罰金・告発など）を適用する一連の手続きです。

○幹事会（書面決議）での承認等及び意見

<承認等>

- ①（案）に賛成し、別添調整調書(案)を協議会に報告することを承認（10人）
- ②（案）を基本として一部修正する。（0人）
- ③ その他（0人）

4. 危険物規制等

「危険物規制等」については、火災の発生や延焼拡大の危険性が高く、消火活動が困難な一定の物質（危険物）について、その貯蔵、取扱い、運搬、及び施設に技術上の基準を設け、規制する制度です。

○幹事会（書面決議）での承認等及び意見

<承認等>

- ①（案）に賛成し、別添調整調書(案)を協議会に報告することを承認（10人）
- ②（案）を基本として一部修正する。（0人）
- ③ その他（0人）

<意見>

Q 「許可施設を局予防課で管理するなら、危険物許可台帳データの局移動も必要と感じる。」

A 「消防同意の回答と同じで、幹事会や協議会で承認をいただいても、広域化までは細部について検討を進めていかなければならないのは、全ての協議事項に共通します。消防同意だけでなく、他の協議事項についても各本部の担当で今後、継続して協議してまいりたい。」

5. 火災原因調査

「火災原因調査」とは、火災がどのようなものであったか、いかにして発生して拡大し、どの程度の損害を発生させたかを、明らかにするものです。具体的には、発火源、経過、着火物、出火箇所によって表される火災の原因、火災による損害を増大させた要因、死傷者の発生原因など、幅広い調査が必要となります。

○幹事会（書面決議）での承認等及び意見

<承認等>

- ①（案）に賛成し、別添調整調書(案)を協議会に報告することを承認（10人）
- ②（案）を基本として一部修正する。（0人）
- ③ その他（0人）

<意見>

Q 「火災原因調査（災害規模による）には署隊の人員運用方法（当務・非番）を、考慮する必要性を感じます。」

A 「消防同意の回答と同じで、幹事会や協議会で承認をいただいても、広域化までは細部について検討を進めていかなければならないのは、全ての協議事項に共通します。消防同意だけでなく、他の協議事項についても各本部の担当者で今後、継続して協議してまいりたい。」

6. 予防啓発事業

「予防啓発事業」については、火災やその他の災害を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えることを目的として、地域住民や事業所の防火・防災意識の向上を図るための活動です。

○幹事会（書面決議）での承認等及び意見

<承認等>

- ①（案）に賛成し、別添調整調書(案)を協議会に報告することを承認（9人）
- ②（案）を基本として一部修正する。（1人）
- ③ その他（0人）

<②一部修正>

「火災報知器の給付事業について、「実施しない」とする理由が説明できるか？（すでに目的とする世帯への配布終了とか、設置率達成とか）そこが難しいなら、「実施しない」と明記せずに、「設置率等の動向を踏まえ広域後あらためて検討する」の方が良いのではないのでしょうか。」

また、「給付事業は、各市町が地域の実情に応じて対応するものと考えます。」

⇒その意見に対しまして、「善通寺市・多度津町については設置率の向上に伴い給付事業は実施していない。丸亀市においては、当初10年の計画で令和4年度から給付事業が始まった。令和6年度及び7年度の2か年で重点的に取り組んだ結果、目標としていた全国平均を上回るなど、目標を達成することができ、広域化後は実施しないとした。しかしながら、今後継続して設置率が高水準を維持するかは不透明であることから、広域化後も設置率の推移を注視しながら構成市町と検討していきたい。」

※修正案としまして、

「予防啓発事業に関しては、広域化後も実施し、局予防課において方針を定め、各署所で実施するものとする。給付事業に関しては、住宅用火災警報器の設置率等の動向を踏まえ広域後あらためて検討する」とした。

<意見>

Q 「定員の関係もありますが、組織の効率化・スリム化が求められることが考えられます。」

A 「幹事長：消防広域化のスケールメリットを活かし本部機能を統合し組織の効率化を図り、職員の専門性を高め適正配置、業務量の平準化に努めるよう今後も継続して様々な協議を実施します。」

① 消防同意件数

	丸亀消防本部	善通寺消防本部	多度津消防本部	合 計
同意件数	1 6 0	5 0	3 0	2 4 0
着工届	1 0 4	2 2	2 1	1 4 7
設置届	2 6 9	5 7	5 6	3 8 2
検 査	1 1 7	2 5	2 1	1 6 3

<現状>

- ・丸 亀 予防課（日勤）3名で実施
- ・善通寺 予防課（日勤）2名及び隔日勤務（兼務者）2名で実施
- ・多度津 日勤者1名 隔日勤務者（兼務）3～4名で実施

<広域化後>

- ・消防局予防課 専門員2～3名で同意事務を一括して実施し、着工・設置・検査は管轄署で実施する。
- ・なお、署にも同等の知識を有する予防認定員を配置する。

② 消防力の基準による予防課要員数（▲ マイナス）

	丸亀消防本部	善通寺消防本部	多度津消防本部	合 計
算定数（専任）	2 1	8	6	3 5
（兼任）	8	2	7	1 7
現状数（専任）	7	4	1	1 1
（兼任）	8	1 5	7	3 2
不足数（選任）	▲14	▲4	▲5	▲23
（兼務）	0	0	0	0

⇒消防力の整備指針に対して、予防業務専任者が23名不足している

③ 予防技術認定資格者数

	丸亀消防本部	善通寺消防本部	多度津消防本部	合 計
本部職員数	1 2 0	4 3	3 5	1 9 8
防火査察専門員	1 1	1 5	4	3 0
消防用設備等専門員	7	4	4	1 5
危険物専門員	7	7	1	1 5

- ・2又は3の資格を有している職員もいるので、資格者数は60人を下回る。
- ・資格認定基準が曖昧なため調整が必要（認定基準を満たしていない。）

④ 防火対象物・危険物施設数

	丸亀消防本部	善通寺消防本部	多度津消防本部	合 計
防火対象物数	3, 7 8 7	1, 3 6 0	7 5 1	5, 8 9 8
危険物施設数	3 1 1	9 0	1 0 1	5 0 2
立入検査（防対）	3 0 0	1 4 0	3 0	4 7 0
立入検査（危険物）	1 0 3	3 0	3 0	1 6 3

- ・防火対象物は最低 8 年に 1 回 全署で 730 件は実施が必要
- ・危険物施設は最低 3 年以 1 回 年 160 件

⑤ 火災件数

	丸亀消防本部	善通寺消防本部	多度津消防本部	合 計
令和 2 年	4 6	7	1	5 4
令和 3 年	3 9	7	1	4 7
令和 4 年	3 8	1 4	0	5 2
令和 5 年	5 0	1 5	2	6 7
令和 6 年	3 8	1 1	1 0	5 9
平均数（切り上げ）	4 3	1 1	3	5 7

- ・管轄署で火災調査を行う（丸亀は、北署・郡家分署・南署）

協議第 20 号

消防同意について

同意事務については、局予防課で処理し、消防同意後の着工、設置、検査等については各署所で実施する。なお消防同意の審査基準等も新たに制定する。

協議第 21 号

立入検査について

立入検査について、防火対象物に関しては各署所で実施し、危険物施設に関しては、局予防課で実施するものとする。また新たに査察規程等を制定する。

協議第 22 号

査察違反処理について

違反処理について、警告、勧告までは、各署所で実施し、命令、告発に移行するものについては、局予防課及び各署所で連携を取り合い、局予防課で実施する。また新たに違反処理規定等を制定する。

協議第 23 号

危険物規制等について

政令物件の製造所、貯蔵所、取扱所に関しては、局予防課で審査、許可、検査、立入検査を実施し、条例規制に関する少量危険物、指定可燃物及び保安 3 法（火薬、高圧ガス、液化石油ガス）に関しては、各署所で検査、指導等を行うものとします。

また新たに危険物審査基準、火災予防条例指導指針等を制定する。

なお、危険物に関する手数料については、広域化協議会の財政部会と調整、協議していく。

協議第 24 号 火災原因調査

火災原因調査について

火災原因調査は、各署所で実施し、り災証明も各署所で発行するものとする。なお、国への即報基準に該当する又は該当するおそれのある火災等については、局予防課も出動し、調査支援を行うものとする。また新たに火災原因調査規程等を制定する。

なお、火災調査書類様式は令和 4 年 8 月 19 日付け消防予第 398 号にて消防庁より発出された「火災調査書類様式例の見直し及び標準火災調査書作成マニュアル」を参考にしていく。

協議第 25 号

予防啓発事業について

予防啓発事業に関しては、広域化後も実施し、局予防課において方針を定め、各署所で実施するものとする。給付事業に関しては、住宅用火災警報器の設置率等の動向を踏まえ広域化後あらためて検討する。